

宅地造成工事の許可を受けた工事が完了した場合

手 続 宅地造成に関する工事の完了検査申請

宅地造成工事の許可を受けた工事が完了した場合、都道府県知事等の検査を受けなければなりません（宅造規制13）。

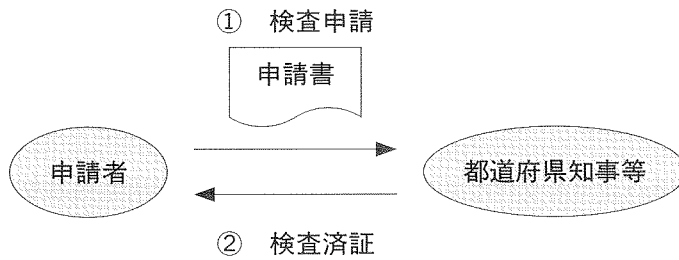
申請書の様式は法定様式です。

土地利用手続二一

申 請 手 続	
申請時期	工事が完了したとき
申請先	都道府県知事、政令指定都市・中核市・特例市の市長
申請書類	宅地造成に関する工事の完了検査申請書
添付書類	（窓口にて確認してください。）
提出通数	（窓口にて確認してください。）
手数料	なし
根拠法令等	宅地造成等規制法13条1項 宅地造成等規制法施行規則27条・別記様式第3

罰 則 な し

手続の流れ



検査を 要する 場合

宅地造成工事の許可を受けた工事が完了した場合には、都道府県知事等の検査を受けなければなりません（宅造規制13）。

●宅地造成に関する工事の完了検査申請書

様式第三

宅地造成に関する工事の完了検査申請書

宅地造成等規制法第13条第1項の規定による検査を申請します。

※受	付	欄
年	月	日
第		号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京都多摩建築指導事務所長 殿

造成主 住所 東京都青梅市〇〇町1-2-3

氏名 立川 太郎 ㊞

1 工 事 完 了 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
2 許 可 番 号	第〇〇〇〇号
3 許 可 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
4 工事をした土地の所在及び地番	東京都青梅市〇〇〇
5 工事施行者住所氏名	東京都立川市〇町2-12-10 立川建設(株) 代表取締役 池田 一郎
6 備 考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 造成主又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 造成主の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記入を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

宅地造成工事規制区域内の宅地において擁壁・排水施設・地滑り抑止ぐい等の除却工事を行う場合

手 続 宅地造成工事規制区域内の工事届出

宅地造成工事規制区域内において擁壁、排水施設または地滑り抑止ぐい等の除却工事を行う場合は、あらかじめ都道府県知事等に届け出なければなりません（宅造規制15 II）。届出書の様式は法定様式です。

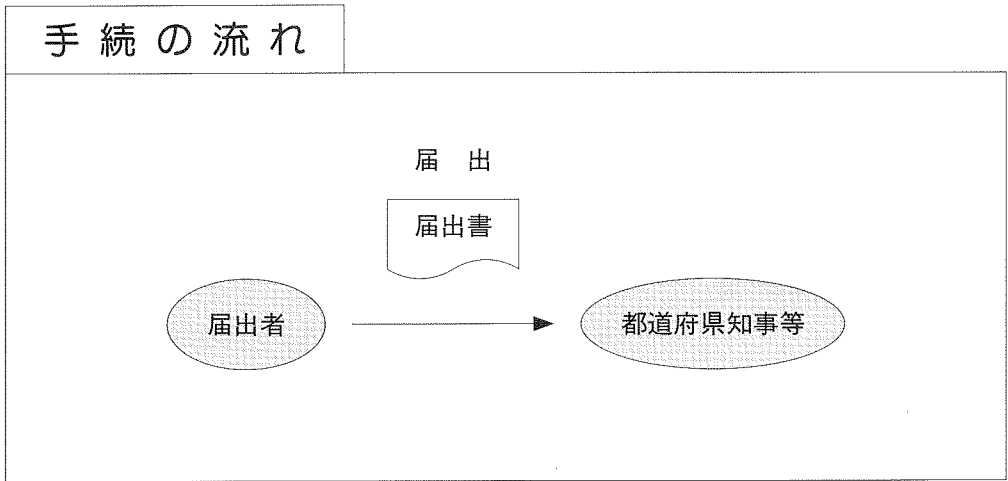
申 請 手 続	
申請時期	工事に着手する日の14日前までに
申請先	都道府県知事、政令指定都市・中核市・特例市の市長
申請書類	届出書
添付書類	付近見取り図、除却する擁壁、排水施設または地滑り抑止ぐい等の位置および名称を示す平面図〔東京都の場合〕（窓口にて確認してください。）
提出通数	正本1通、副本1通〔東京都の場合〕 （窓口にて確認してください。）
手数料	なし
根拠法令等	宅地造成等規制法15条2項 宅地造成等規制法施行規則29条・別記様式第6

土地利用手続二二

罰 則

違反した場合は、6月以下の懲役または30万円以下の罰金となります〔両罰規定の適用〕（宅造規制28・30）。

九一四



届出を要する場合

宅地造成工事規制区域内において、高さが2mを超える擁壁、雨水その他地表水を排除するための排水施設または地滑り抑止ぐい等の全部または一部を除却する工事を行う場合には、あらかじめ都道府県知事等への届出が必要です（宅造規制15Ⅱ、宅造規制令18）。

届出を要しない場合

宅地造成に関する工事もしくは工事の計画の変更の許可を受け、または工事の計画の軽微な変更に伴う届出をした場合は、届出をする必要はありません（宅地造成8Ⅰ本文・12Ⅰ・15Ⅱ）。

土地利用手続二二

災害防止規制区域

●届出書

様式第六

届 出 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京都多摩

建築指導事務所長 殿

届出者 住所 東京都八王子市〇〇町4-1-1
氏名 王子 太郎

宅地造成等規制法第15条第2項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事が行われる土地の所在及び地番	東京都八王子市〇〇〇〇〇
2 行おうとする工事の種類及び内容	排水工事
3 工事着手予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
4 工事完了予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

〔注意〕 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

土地利用手続二